

西宮市医師会看護専門学校運営費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康保持の担い手である看護師および准看護師の養成と人材確保のため設立された西宮市医師会看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）の運営に関連する経費を市が補助するにあたって、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この要綱の規定により補助金の交付対象となるのは、西宮市医師会看護専門学校（所在地 西宮市池田町13番2号）を運営する一般社団法人西宮市医師会とする。

(補助金の使途)

第3条 この補助金は、看護専門学校の管理運営に関する経費以外に使用してはならない。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金交付額の算定方法は、前年度兵庫県が定めた兵庫県健康福祉部補助金交付要綱によるものとする。ただし、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年6月末までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1)補助金交付申請書（様式第1号）
- (2)補助金所要額調書（様式1-1）
- (3)対象経費支出予定額内訳（様式1-2）
- (4)事業計画書（様式1-3）
- (5)その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査のうえ補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前条の規定により交付決定を行ったとき、補助金の額など必要な事項を記載した交付決定通知書（様式第2号）によりその決定を通知する。

(請求)

第7条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業年度終了後60日以内に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1)補助事業実績報告書(様式第4号)
- (2)事業費精算書(様式4-1)
- (3)対象経費実支出額内訳(様式4-2)
- (4)事業実績書(様式4-3)
- (5)その他、市長が必要と認める書類

(補助金の精算)

第9条 市長は、実績報告の審査の結果、当該実績が第4条により決定した補助金の額に満たないと認める場合には、補助事業者に対し補助金の精算を命じなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(質問、調査)

第10条 市長は、この要綱の適正な実施を確保する必要があるときは、補助事業者に対して質問し、または補助事業者の帳簿や書類を調査することができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部または、一部を返還させるものとする。

- (1)補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
- (2)補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (3)虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4)その他、この要綱に違反したとき

(帳簿等の保管)

第12条 補助事業者は、この事業にかかる収入と支出に関する帳簿、書類を整備し、補助事業年度終了後5年間、これを保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項は、「西宮市補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年西宮市規則第81条)の規定に従う。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

西宮市医師会看護専門学校運営費補助金積算資料

補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>次に掲げる基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>(1)基準額A 次の①～④の合計額に⑤の調整率を乗じた額</p> <p>看護師3年課程養成所</p> <p>①基本経費…1学年1学級の養成所 16,178,000円</p> <p>②事務職員経費 536,000円</p> <p>③生徒経費 生徒数×15,500円</p> <p>④専任教員経費 (定員－120)÷30×1,842,000円</p> <p>⑤調整率 0.92</p> <p>(2)基準額B 次の①、②の合計額</p> <p>①新任看護教員研修事業実施経費 人数×340,000円</p> <p>②看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 人数×147,000円</p>	<p>運営に必要な次の経費</p> <p>(1)教員経費</p> <p>①専任教員給与費</p> <p>②専任教員人当庁費 需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>③部外講師謝金</p> <p>④委託料(上記教員経費のうち、①～③に該当するもの)</p> <p>(2)事務職員経費</p> <p>①専任事務職員給与費</p> <p>②委託料(上記専任事務職員給与費に該当するもの)</p> <p>(3)生徒経費</p> <p>①事業用教材費</p> <p>②臨床実習経費(消耗機材に要する経費)</p> <p>③委託料(上記生徒経費のうち、①～②に該当するもの)</p> <p>(4)実習施設謝金</p> <p>①報償費(実習施設謝金)</p> <p>②委託料(上記報償費に該当するもの)</p> <p>(5)新任看護教員研修事業実施経費</p> <p>①部外講師謝金</p> <p>②部外講師旅費</p> <p>③需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)</p> <p>④役務費(通信運搬費、雑役務費)</p> <p>⑤備品購入費</p> <p>(6)看護教員養成講習会参加促進事業実施経費</p>

	<p>費</p> <p>①部外講師謝金</p> <p>②部外講師旅費</p> <p>③代替教員雇上経費</p>
<p>補助率</p>	<p>(1)看護師3年課程養成所は、10/10</p>

[注]

1. 基準額の単価は、県補助要綱と同額とする。
2. 「1. 基準額」中の生徒数とは、当該年度の4月15日現在における生徒の実人数か定員のいずれか少ない方とする。
3. 「1. 基準額」中の実習調整者は、実習計画の策定、実習施設との連絡調整などを行う者（教務主任およびクラス担任以外の専任教員で、学生指導担当者ではない者）としての位置付けがなされている場合に限る。
4. 「1. 基準額」中の学生指導担当者は、1学年定員80人以上の養成所において、学業・就業などに関する相談および学生の健康管理などを行う者（教務主任およびクラス担任以外の専任教員で、実習調整者ではない者）としての位置付けがなされている場合に限る。
5. 「1. 基準額」中の事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理などの事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。
6. 「2. 対象経費」中の専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第5条第4号、第6条第4号、第7条第2項第4号、第8条第4号に規定する保健師もしくは助産師または看護師の資格を有する専任教員をいう。